

教育公報

三重県教育委員会

目次

規 則 ○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	1頁
公 告 ○ 公立学校の廃止届の受理	学校総理・施設課	10頁
お知らせ ○ 一般競争入札について	特別支援教育課	10頁

規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成三十一年二月十五日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第一号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
(免許法別表第三による場合)																					
<p>第三条 免許法別表第三の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一 幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合</p>	<table border="1"> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> <tr> <td>在職年数</td> <td>領域に関する専門事項に關する科目又は大学の独自の事項に關する科目</td> <td>最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	在職年数	領域に関する専門事項に關する科目又は大学の独自の事項に關する科目	最低修得単位数	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> <tr> <td>在職年数</td> <td>保育内容の指導法に關する科目又は大学の独自の事項に關する科目</td> <td>最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	在職年数	保育内容の指導法に關する科目又は大学の独自の事項に關する科目	最低修得単位数	(略)	(略)	(略)	<p>一 幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合</p>
第一欄	第二欄	第三欄																			
在職年数	領域に関する専門事項に關する科目又は大学の独自の事項に關する科目	最低修得単位数																			
(略)	(略)	(略)																			
第一欄	第二欄	第三欄																			
在職年数	保育内容の指導法に關する科目又は大学の独自の事項に關する科目	最低修得単位数																			
(略)	(略)	(略)																			
(免許法別表第三による場合)																					
<p>第三条 免許法別表第三の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一 幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合</p>	<table border="1"> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> <tr> <td>在職年数</td> <td>教科に關する科目</td> <td>最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	在職年数	教科に關する科目	最低修得単位数	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> <tr> <td>在職年数</td> <td>教科又は教職に關する科目</td> <td>最低修得単位数</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第一欄	第二欄	第三欄	在職年数	教科又は教職に關する科目	最低修得単位数	(略)	(略)	(略)	<p>一 幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合</p>
第一欄	第二欄	第三欄																			
在職年数	教科に關する科目	最低修得単位数																			
(略)	(略)	(略)																			
第一欄	第二欄	第三欄																			
在職年数	教科又は教職に關する科目	最低修得単位数																			
(略)	(略)	(略)																			

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	領域に關する専門事項に關する科目又は教諭の基礎的理解に關する科目等	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)

二 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に關する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)

二 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

(略) (略) (略) (略)

三 小学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

四 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

五 中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

六 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

七 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

三 小学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

四 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

五 中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

六 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

七 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に 関する 科目又は 大学の 独自に 設定する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

(免許法施行規則附則第三十八項による場合)

第四条 免許法施行規則附則第三十八項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 看護師養成施設三年制卒業の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 大学が独自 に設定する 基礎的理 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 看護師養成施設二年制卒業の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	各教科の指 導法に関する 科目又は 大学が独自 に設定する 基礎的理 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(免許法施行規則第十一条による場合)

第五条 免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定により幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	領域に関する事項に 関する科目	保育内容の 指導演法に 関する科目 又は 大学が独自 に設定する 基礎的理 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 小学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

(略) (略) (略) (略)

(免許法施行規則附則第三十八項による場合)

第四条 免許法施行規則附則第三十八項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 看護師養成施設三年制卒業の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	教科又は教 職に関する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 看護師養成施設二年制卒業の場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	教科又は教 職に関する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(免許法施行規則第十一条による場合)

第五条 免許法施行規則第十一条の表備考第三号の規定により幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 幼稚園の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科目	教科又は教 職に関する 科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 小学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	各教科の指 導法に 関する 科目又 は 大学の 独自に 設定す る科目	最低修得 単位数
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

三 中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	各教科の指 導法に 関する 科目又 は 大学の 独自に 設定す る科目	最低修得 単位数
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	各教科の指 導法に 関する 科目又 は 大学の 独自に 設定す る科目	最低修得 単位数
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 免許法施行規則第十一条の表備考第四号の規定により中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	各教科の指 導法に 関する 科目又 は 大学の 独自に 設定す る科目
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(改正法附則第八項による場合)
第六条 改正法附則第八項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	教科又は教 職に 関する 科目	最低修得 単位数
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

三 中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	教科又は教 職に 関する 科目	最低修得 単位数
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	教科又は教 職に 関する 科目	最低修得 単位数
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

2 免許法施行規則第十一条の表備考第四号の規定により中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
在職年数	教科に関する事項に 関する科 目	教科又は教 職に 関する 科目
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(改正法附則第八項による場合)
第六条 改正法附則第八項の規定により高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位修得方法は、次の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に關する専門的事項に關する科目又は基礎的理科目等	各教科の指導法に關する科目又は大学の独自に設定する理科目等	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(免許法別表第六による場合)

第七条 免許法別表第六の規定により養護教諭の一種免許状又は二種免許状を受けようとする者で、免許法別表第六の場合においても同様とされる別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に關する科目	養護教諭・栄養教諭の理解に關する科目等	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 養護教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に關する科目	養護教諭・栄養教諭の理解に關する科目等	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(免許法別表第六の二による場合)

第七条の二 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状を受けようとする者で、免許法別表第六の二の場合においても同様とされる別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	管理栄養士学校指 定規則別表第一に掲げる教育に關する科目	栄養に係る栄養教諭の理解に關する科目等	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	教科に關する科目	教科又は教職に關する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(免許法別表第六による場合)

第七条 免許法別表第六の規定により養護教諭の一種免許状又は二種免許状を受けようとする者で、免許法別表第六の場合においても同様とされる別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に關する科目	養護又は教職に關する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 養護教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	養護に關する科目	教職に關する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(免許法別表第六の二による場合)

第七条の二 免許法別表第六の二の規定により栄養教諭の一種免許状を受けようとする者で、免許法別表第六の二の場合においても同様とされる別表第三備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第一欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄		第三欄
在職年数	管理栄養士学校指 定規則別表第一に掲げる教育に關する科目	栄養に係る教職に關する科目	最低修得単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

(略) (略) (略) (略)

(免許法別表第八による場合)

第七条の三 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

三 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要とする免許状に関する在職年数	有することを必要とする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

(略) (略) (略) (略)

(免許法別表第八による場合)

第七条の三 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第一八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

一 幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	教諭に関する科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

二 小学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	有することを必要受けようとする免許状に関する在職年数	教諭に関する科目	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

三 中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
有することを必要とする免許状に関する在職年数	有することを必要とする免許状に関する在職年数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目等	最低修得 単位数
(略)	(略)	(略)	(略)

四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有すること を必要とする とす免 許状 年数	有すること を必要とする とす免 許状に 関する 在職 年数	受けよう とする免 許状に 関する 在職 年数	各教科 の指導 法に 関する 科目 又は 教諭の 教育の 基礎的 理解に 関する 科目等	大学が 独自に 修得 する 科目 数	最低 単位 数

(手数料)
第十三条 免許状の授与等を申請する者は、三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）第二条に定められた手数料の額に相当する三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）第三条に規定する証紙を三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）第十五条に規定する収入証紙納付書にはり付け、申請書類に添えて納付しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有すること を必要とする とす免 許状 年数	有すること を必要とする とす免 許状に 関する 在職 年数	受けよう とする免 許状に 関する 在職 年数	教職に 関する 科目	教科又 は教職 に 関する 科目 数	最低 修得 単位 数

(手数料)
第十三条 免許状の授与等を申請する者は、三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）第二条に定められた手数料の額に相当する三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）第三条に規定する証紙を三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）第十一条に規定する収入証紙納付書にはり付け、申請書類に添えて納付しなければならない。

別表第一の備考第二号中「第六条第一項の表備考第十号又は第十一号」を「第二条第一項の表備考第九号又は第四条第一項の表備考第八号」に、「教職に関する科目」を「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に改める。
別表第一の備考第三の三号中「単位修得一覧表(第十四号様式)及び単位修得証明書」を「学力に関する証明書」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

申請の根拠規定による区分	免許法施行規則												
	第一項						第二項						
	第六十四条						第六十五条						
申請書類	特別支 援学校 自立教 科教諭 の普通 免許状 のうち 音楽又 は特殊 技芸	特別支 援学校 自立教 科教諭 の一種 免許状 のうち 理療	特別支 援学校 自立教 科教諭 の一種 免許状 のうち 理療の うち	特別支 援学校 自立教 科教諭 の普通 免許状 のうち 理療	特別支 援学校 自立教 科教諭 の普通 免許状 のうち 理療	特別支 援学校 自立教 科教諭 の一種 免許状 のうち 音楽又 は特殊 技芸	特別支 援学校 自立教 科教諭 の二種 免許状 のうち 音楽又 は特殊 技芸	特別支 援学校 自立教 科教諭 の普通 免許状 のうち 理療	特別支 校 助教諭の 臨 時免許状	特別支 援学校 自立教 科教諭 の普通 免許状 のうち 理療	特別支 校 助教諭の 臨 時免許状	特別支 援学校 自立教 科教諭 の普通 免許状 のうち 理療	特別支 校 助教諭の 臨 時免許状
教育職員免許状授与等申請書 (第一号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育職員検定申請書(第二号 様式)													
履歴書(第六号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓書(第七号様式)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人物に関する証明書(第八号 様式)													
実務に関する証明書(第九号 様式)													
身体に関する証明書(第十号 様式)													
教育職員免許状の写													
教育職員臨時免許状申請理由 書(第十五号様式)													
卒業(修了)証書の写(第十 二号様式)又は卒業(修了) 証明書	○	○										○	○
医師免許証の写(第十三号様 式)			○										
あん摩マッサージ指圧師免許 証、はり師免許証及びきゅう 師免許証の写(第十二号様式)		○										○	
理容師又は美容師の免許証の 写(第十三号様式)					○								○
理学療法士免許証の写(第十 三号様式)													○
学力に関する証明書				○									○

第二号様式、第六号様式及び第九号様式の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「昭和・平成」を削る。

第十四号様式を次のように改める。

第14号様式 削除

第11号様式中「昭・平」を削る。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

公 告

三重県教育委員会公告

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成31年2月15日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
紀北町立引本小学校	平成31年3月31日	紀北町立相賀小学校と統合するため

お 知 ら せ

平成31年2月15日付け三重県公報第3083号に、「一般競争入札を行う旨」が次のように掲載されました。

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成31年2月15日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

県有スクールバス用大型バス（ノンステップ） 1台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期間

平成31年8月20日（火）から同月30日（金）まで

(4) 納入場所

三重県立度会特別支援学校
三重県度会郡度会町大野木1825番地

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、

書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成31年3月11日(月)15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(4)仕様・価格証明書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 担当 遠藤
電話 059-224-2961 ファクシミリ 059-224-3023

(2) 契約条項を示す場所

(1)と同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から平成31年3月28日(木)まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成31年3月15日(金)17時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成31年3月28日(木)14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成31年3月28日(木)14時30分

なお、入札書は平成31年3月19日(火)から同月28日(木)14時30分までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局特別支援教育課

案件名 県有スクールバス用大型バス(ノンステップ)購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成31年3月28日(木)14時45分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局特別支援教育課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、車両本体価格の100分の108に相当する金額にリサイクル料金（シュレッターダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金）、情報管理料金及び資金管理料金を加算した額をもって、契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、車両本体価格の100分の108に相当する金額にリサイクル料金（シュレッターダスト料金、エアバッグ類料金及びフロン類料金）、情報管理料金及び資金管理料金を加算した金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県教育委員会教育長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

(8) 当該競争入札の落札決定の効果は、予算発効時において生じます。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased:
long-sized low-floor bus without a step
Quantity 1 (Watarai Special Needs School)
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, March 28, 2019.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between
Tuesday, March 19,2019 and 2:30 P.M. on Thursday, March 28, 2019.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:45 P.M. on Thursday, March 28, 2019.
- (4) Managing Authority :
Special Needs Education Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL:059-224-2961

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会